

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 41 条の 9 《懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等》 関係 (利子等が非課税とされる預貯金等に係る懸賞金等に対する源泉徴収) 41 の 9－1 所得税法第 9 条の 2 (《<u>障害者等</u>の郵便貯金の利子所得の非課税)」、同法第 10 条 (《<u>障害者等</u>の少額預金の利子所得等の非課税)」、措置法第 4 条の 2 (《勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)》又は同法第 4 条の 3 (《勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)》等の規定によりその利子等が非課税とされる預貯金等を対象として行われるくじ引等により支払等が行われる措置法第 41 条の 9 第 1 項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等 (以下 41 の 9－4 までにおいて「懸賞金等」という。) については、措置法第 41 条の 9 の規定の適用があることに留意する。 <u>附 則</u> <u>(経過の取扱い)</u> <u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、平成 18 年 1 月 1 日から適用する。</u>	第 41 条の 9 《懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等》 関係 (利子等が非課税とされる預貯金等に係る懸賞金等に対する源泉徴収) 41 の 9－1 所得税法第 9 条の 2 (《<u>老人等</u>の郵便貯金の利子所得の非課税)」、同法第 10 条 (《<u>老人等</u>の少額預金の利子所得等の非課税)」、措置法第 4 条の 2 (《勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)》又は同法第 4 条の 3 (《勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)》等の規定によりその利子等が非課税とされる預貯金等を対象として行われるくじ引等により支払等が行われる措置法第 41 条の 9 第 1 項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等 (以下 41 の 9－4 までにおいて「懸賞金等」という。) については、措置法第 41 条の 9 の規定の適用があることに留意する。 (新 設)